

ARK

Interest Incorporated Association

エー・アール・ケイ マンスリー
公益社団法人愛知労働基準協会



CONTENTS

- 1 ・愛知労働局 人事異動
- 2 ・令和8年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施について
- 3 ・職場における熱中症予防対策情報について
・災害発生状況
- 4 ・令和8年度 労働保険の年度更新 ご案内
- 5 ・連載 第3回(全6回) 最低賃金制度について
佐野 晃 氏 (愛知労働局 労働基準部 賃金課長)
- 6 ・連載 第2回(全6回)
カスタマーハラスメントに係る法改正の動向と安全配慮義務
一宮労務管理センター 特定社会保険労務士 宮田 雅史 氏

- 7 ・第15回定時会員総会等開催のご案内
・企業の労働110番 労働相談室のご案内
・【全基連】最旬 労働法研究会 2026「水町ゼミ」のご案内
- 8 ・技能講習等講師研修会を開催しました
- 9 ・2026年度 大会・セミナー・事例発表のご案内
・中央労働災害防止協会 2025年度中小企業無災害記録証
受賞事業場紹介
・中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内
- 10 ・第85回全国産業安全衛生大会in札幌 開催案内
- 11 ・技能講習等講習会予定表

人事異動

愛知労働局

令和8年4月1日付（退職は令和8年3月31日付）（順不同・敬称略）

		新（所属・職名）	氏名	旧（所属・職名）	
転出・退職		名古屋中公共職業安定所長	竹田 順吾	総務部	総務調整官
		名古屋南労働基準監督署長	橋本 圭一		総務課長
		(退職)	西尾 詔子		労働保険徴収課長
		大阪労働局労働基準部長	高橋 嘉寿満	労働基準部	労働基準部長
		名古屋北労働基準監督署長	浅井 文彦		安全課長
		(退職)	藻谷 岳志		健康課長
		厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課主任 障害者雇用専門官	林 幹雄	職業安定部	職業安定部長
		名古屋南公共職業安定所長	神谷 しのぶ		職業対策課長
転入	総務部	総務調整官	篠田 英子	雇用環境・均等部 企画課長	
		総務課長	堀内 修	職業安定部 職業安定課長	
		労働保険徴収課長	齊藤 章	労働保険適用・事務組合課長補佐	
	雇用環境・均等部	企画課長	松永 由美	瀬戸公共職業安定所長	
	労働基準部	労働基準部長	小笠原 哲治	京都労働局労働基準部長	
		安全課長	堀口 健一	監督課 主任労働基準監察監督官	
		健康課長	石川 真一	豊田労働基準監督署長	
	職業安定部	職業安定部長	伊藤 勝敏	名古屋中公共職業安定所長	
		職業安定課長	川越 孝幸	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課 総括係長	
		職業対策課長	田中 友彦	岐阜労働局恵那職業安定所長	
		訓練課長	野田 裕一	豊川公共職業安定所長	
		主任地方職業安定監察官	土方 健	訓練課長	
	需給調整事業部	需給調整事業部長	中森 幸司	名古屋東公共職業安定所長	
		需給調整事業第一課長	小笠原 潤	半田公共職業安定所長	

令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

愛知労働局

愛知労働局は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

昨年1年間の全国における職場の熱中症の発生状況（速報値）は、死亡を含む休業4日以上死傷者1,681人、うち死亡者は15人となっています。愛知労働局管内では、令和7年速報値において死亡者はなかったものの、休業4以上の被災者数は116名となっています。

熱中症の発生は毎年5月ごろ、かなり早い時期から始まり、特に暑熱順化（暑さに慣れること）が十分でない時期に急激に気温が高くなると、熱中症発生のリスクは高くなります。

また、令和7年6月の改正労働安全衛生規則の施行により、熱中症の早期発見のための体制整備、重篤化防止措置に関する手順の作成及び関係作業員への周知が義務化され、事業場における熱中症対策の一層の徹底が求められております。

熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても作業員の暑熱環境ばく露管理を行うことで一定の科学的アプローチが可能です。

熱中症を防ごう！

愛知労働局

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

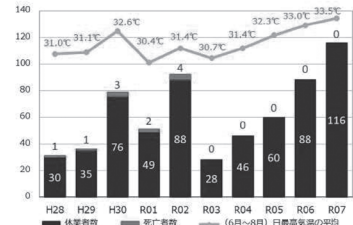
2026年5月1日～9月30日（4月：準備期間／7月：重点取組期間）

- 毎年、梅雨明けの時期になると日差しが強くなり、急激な環境温度の変化に身体が対応できず、全国的に熱中症が発生しています。令和7年、愛知県内で発生した就業中の熱中症は、116人（休業4日以上・12月末時点での速報値）となりました。
- 熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても作業員の暑熱環境ばく露管理を行うことで一定の科学的アプローチが可能です。このパンフレットを参考に、関係者が熱中症に対する十分な認識を持ち、熱中症の根絶を目指しましょう。

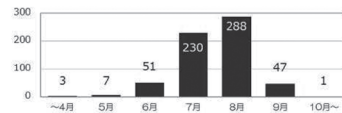
愛知県内における熱中症発生状況【休業4日以上死傷災害】

年別発生件数	年別発生件数		合計
	休業者数	死亡者数	
H28	30	1	31
H29	35	1	36
H30	76	3	79
R01	49	2	51
R02	88	4	92
R03	28	0	28
R04	46	0	46
R05	60	0	60
R06	88	0	88
R07	116	0	116
合計	616	11	627

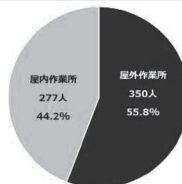
気温と熱中症発生状況の関係



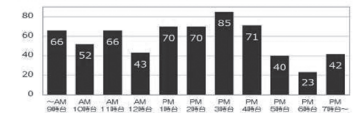
月別発生状況（過去10年分）



作業場所別発生状況（過去10年分）



時間帯別発生状況（過去10年分）



- 愛知では令和4年以降、夏の気温上昇に伴い、休業4日以上となる熱中症が増加傾向にあります。しかしながら、近年死亡災害が発生していないのは、「早期発見のための体制整備」、重篤化防止措置の実施手順の作成、「関係作業員への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなど、に重点を置き、愛知労働局が関係団体と連携して周知・啓発を図ることとしています。
- 熱中症の発生は毎年5月頃、かなり早い時期から始まり、最多となる7月～8月を迎える前に、早期に予防対策に取り組むことが重要です。
- 熱中症は、午後3時台をピークに、全ての時間帯で発生しています。発生場所も屋外に限らず、屋内の割合もかなり高くなっています。

本キャンペーンにおいては、特に事業者による①湿球黒球温度の値(WBGT 値)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなど、に重点を置き、愛知労働局が関係団体と連携して周知・啓発を図ることとしています。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含めます。

愛知労働局が実施している熱中症予防対策の集中的な取組についての詳細は、愛知労働局ホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html) または、右の二次元コードよりご確認ください。



職場における熱中症予防対策情報について

近年、気温上昇の影響により、職場での熱中症発生は増加傾向にあります。事業場では、最新の行政情報・暑さ指数(WBGT)・教育資料を適切に把握し、計画的な対策を講じることが求められています。ここでは、職場における熱中症予防対策の実務に役立つ主要な情報をご案内します。

職場での熱中症は、適切な知識と対策により大幅に防ぐことができます。積極的に活用し、事業場における安全衛生管理の強化にお役立てください。

職場における熱中症予防情報 (厚生労働省)

職場で起こりやすい熱中症の症状、発生状況、WBGT(暑さ指数)の基礎、対策事例、講習会情報など、職場向けの熱中症対策を総合的にまとめたポータルサイトです。
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



熱中症予防のための情報・資料サイト (厚生労働省)

職場での熱中症対策に必要なガイドライン、教育資料、事例集をまとめて確認できます。事業場の安全衛生管理に役立つ内容が網羅されています。
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/



働く人の今すぐ使える熱中症ガイド (厚生労働省)

熱中症予防対策に関する専門家検討委員会が、最新の知見をもとに、危険な状況の見分け方、予防策、応急手当、暑熱順化などを分かりやすくまとめたガイドです。職場での安全教育や研修資料としてご活用ください。
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/>



熱中症予防サイト (環境省)

全国の暑さ指数(WBGT)・熱中症警戒アラート等を毎日公開しています。作業計画や休憩時間の設定に不可欠なWBGTの最新値を確認できます。(今年度の情報提供は、4/22(水)～10/21(水)まで実施します)
<https://www.wbgt.env.go.jp/>



災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和8年4月8日現在)

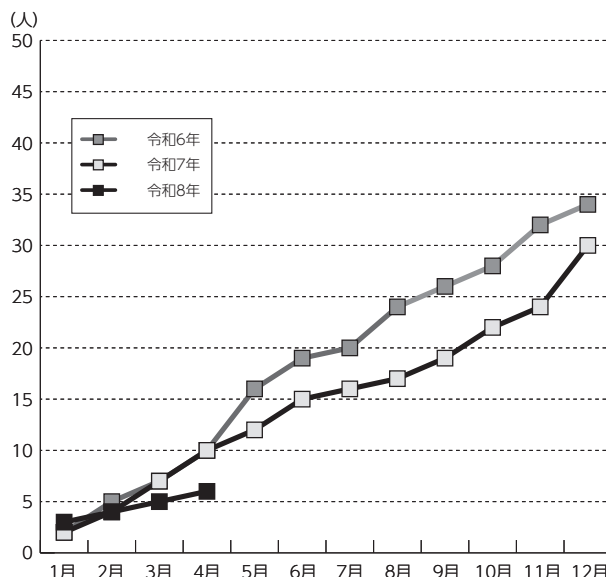
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因			
R8.3.4. 10:00	切れ・こすれ その他の用具	線路内にて鎌を使用した草刈り作業を行っていたところ、右ふくらはぎから大量出血していたため、救急搬送されたのち、加療していたものの亡くなったもの。			
	事業場規模	9名以下	業種	鉄道・軌道・水運・航空業	40代
				経験	年
R8.4.4. 11:40	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	信号機のない交差点(双方に一時停止標識無し)において、被災者が運転する軽四輪車と他者が運転する軽四輪車が衝突し、頭部を強く打ち付けた。			
	事業場規模	9名以下	業種	通信業	50代
				経験	年

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和8年4月8日現在の速報値)

令和8年発生分 ※ () 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和8年速報値		令和7年同時期(速報値)		令和7年確定値	
		発生数	(内交通事故)	発生数	(内交通事故)	発生数	(内交通事故)
製造業				3		8	
食品製造業							
化学工業				1		1	
鉄鋼・非鉄金属				1		2	
金属製品						1	
一般・電気・輸送用				1		1	
その他						3	
建設業		2		1		8	(1)
土木工事業		1		1		3	(1)
建築工事業						2	
その他		1				3	
陸上貨物運送事業						4	(3)
商業				1	(1)	5	(3)
卸売業						2	(1)
小売業				1	(1)	2	(2)
その他						1	
清掃・と畜業						3	
上記以外の事業		4	(1)	1		2	(1)
合計		6	(1)	6	(1)	30	(8)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



令和8年度労働保険の年度更新期間は、6月1日(月)～7月10日(金)です。

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

愛知労働局では電子申請による申告を推奨しており、24 時間いつでもどこでも手続き可能、あわせて電子納付を行えば、スピーディに年度更新が完了しますので、こちらもぜひご利用ください。

労働保険の電子申請が義務づけられている事業場は、 今年度(令和8年度)の年度更新から申告書の送付がなくなります

今年度(令和8年度)の年度更新から、電子申請が義務づけられている事業場(※1)は、従来の紙の申告書の送付がなくなり、代わりに、電子申請に必要な情報を記載した通知書等を送付いたします。

また、上記通知書等をお送りする封筒についても、従来のA4サイズの緑または青の封筒ではなく、定形郵便サイズの茶封筒でお送りいたしますので、ご注意ください。

(※1)

- ・ 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ・ 相互会社(保険業法)
- ・ 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律)
- ・ 特定目的会社(資産の流動化に関する法律)



安心して働きたい!

令和
8年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.1月 ~ 7.10金

- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
- 電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#) [検索](#)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>

労働保険の年度更新に関する詳しい内容は、厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html) または二次元コードよりご確認ください。



労働保険の年度更新に関するお問い合わせ

年度更新コールセンター
TEL 0120-963-339

【開設期間】

令和8年5月28日(木)～7月17日(金)

【受付時間】

9時～17時まで(土・日・祝日を除く)

【お問い合わせの際の注意点】

- ・ IP 電話については、契約内容によって利用できない場合もございます。
- ・ 年度更新開始日及び締切日の前後は、繋がりにくくなる場合がございます。
- ・ 年度更新に関するお問い合わせは年度更新コールセンターをご利用ください。

最低賃金制度について

佐野 晃 氏（愛知労働局 労働基準部 賃金課長）

今回は、各国の最低賃金制度について紹介いたします。

世界で最初に最低賃金制度が導入されたのはニュージーランドとされています。当時ニュージーランドでは、海運・港湾労働等の基幹産業をはじめとする多くの産業において、賃下げやストライキ等が社会問題となっていたことから、1894年に制定された「産業調停仲裁法」により、国が関与する仲裁裁判所によって、賃金の最低水準を含む労働条件を決定する仕組みが導入されました。最低賃金額は裁判所の裁定ごとですので、現代の最低賃金制度とは違いますが、世界で初めて国が賃金の最低水準に介入した法律とされています。一方、法定最低賃金が金額として定められた最初の国はイギリスとされています。1909年に制定された「産業委員会法」によりレース製造業、紙箱製造業等の低賃金業種に対して、最低基準として定められました。最低賃金制度は、これらモデルが出発点となり、各国それぞれの変遷をたどり、世界各国に広がっていきました。

それでは、現代の各国の最低賃金制度について、日本を含めた4か国を例に比較してみます。

アメリカでは連邦法・州法の改正等により最低賃金を決定しますが、日本、イギリス、韓国は審議会、委員会で審議し、政府が最低賃金を改定します。イギリス、韓国は、日本と同様、毎年の改定を原則としています。

	日本	アメリカ	イギリス	韓国
根拠法 導入年	最低賃金法 1959年(昭和34年)	公正労働基準法 1938年	全国最低賃金法 1998年	最低賃金法 1988年
設定方式	地域別最低賃金 (原則都道府県ごと)	全国一律(連邦最賃)と州別最賃の併用	全国一律	全国一律
改定方法	厚生労働大臣・都道府県労働局長が、最低賃金審議会(中央・地方)に諮問し、地域別最低賃金を決定する。	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定、2009年以降改定なし。州別最低賃金は州法等によるが、最低賃金の定めがないところもある。	使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する。	公労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て雇用労働部長官が決定する。
決定基準	地域における①労働者の生計費、②賃金、③通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める。労働者の生計費を考慮する際は、生活保護基準を下回らないように配慮する。	改定方法は各地で異なるが、①スケジュールを組み、段階的に引き上げる、②消費者物価指数をもとに自動改定する、③連邦最賃改定時など必要に応じて見直す、等の方法が採られている。	英国経済全体及びその競争力に配慮し、かつ政府が問題を付託する際に特定した付加的要素について考慮する。賃金中央値の2/3を維持する政府方針。	①労働者の生計費、②労働者の賃金水準、③生産性、④所得分配率、⑤雇用・経済への影響等を考慮して定める。
最低賃金額	全国加重平均 1,121円/時間 (前年比6.3%増) 発効日は各都道府県で異なる。	連邦最低賃金 7.25ドル/時間 2009年7月24日～	一般(21歳以上) 12.71ポンド/時間 2026年4月1日～ (前年比4.1%増)	10,320ウォン/時間 2026年1月1日～ (前年比2.9%増)
参考事項	地域別最低賃金のほかに、特定最低賃金の設定あり。	多くの州で連邦最低賃金を上回る独自の最低賃金の設定あり。 例：ワシントンD.C.(17.95ドル/時間)	一般(21歳以上)のほかにも若年層向けの最低賃金あり。	2018年には前年比16.4%上昇、2019年にも10.9%上昇と、2年連続で大幅に引き上げられた。

<主要国の最低賃金の動向>

最低賃金の動向は、2015年と2025年との対比で、アメリカ(ワシントンD.C.)7割程度、イギリス9割弱、韓国8割程度の伸びで、いずれも大きく引き上げられています。一方で、日本の最低賃金の伸びは4割程度、ドイツは5割程度、フランスは2割強でした。

<主要国の法定最低賃金制度>

日本は地域別に最低賃金を設定しており、地域における①労働者の生計費、②賃金、③通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定しています。イギリスは、最低賃金が賃金中央値との対比を目標として決定され、フランスは、物価スライド(物価上昇が前回の引上げから2%を超えると物価上昇分を自動的に引き上げ)により改定されます。ドイツの最低賃金は、労働協約の賃金動向による影響を非常に大きく受けるものですが、団体協約賃金との連動などを通じて間接的に物価上昇も反映される仕組みです。韓国の最低賃金委員会は、公労使からなる三者構成という点では日本の最低賃金審議会とよく似ていますが、①労働者の生計費、②労働者の賃金水準、③生産性、④所得分配率、⑤雇用・経済への影響等の多要素を考慮した総合判断としています。

以上、今回は、各国の最低賃金制度を比較しながら、制度概要とその特徴、改定の際の判断要素、引上げ状況等について説明させていただきました。日本の最低賃金制度自体も奥深いものですが、世界各国との比較をすることによって、最低賃金の決定により一層興味を持っていただければ幸いです。

(ハラスメントの法規制)

法令上、職場におけるハラスメントには、①セクシュアルハラスメント、②妊娠・出産等を理由とするマタニティハラスメント、③育児・介護に関する制度利用を理由とする育児介護ハラスメント、④パワーハラスメントの4種類があり、①②は男女雇用機会均等法(均等法)、③は育児介護休業法、④は労働施策総合推進法(労推法)が、事業主に対し、防止措置義務等を定めます。

また、新たに⑤カスタマーハラスメントと⑥いわゆる「就活セクハラ」が加わります(⑤は労推法、⑥は均等法の改正で本年10月1日施行)。本稿では、これらのうち⑤の抑止措置の必要性等について安全配慮義務の観点から検討します。

(カスタマーハラスメント(以下カスハラ)に対する規制の動向)

カスハラは改正後の労推法第33条第1項(改正に伴い条文番号も変更)に定められます。そこでは、I.顧客等の言動であって、II.その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、III.当該労働者の就業環境が害されること、という3要素を満たすものがカスハラと定義され、事業主はこのような言動を抑止しなければなりません。

改正法は、顧客等による迷惑行為から労働者を保護すべきことを要請するものであるところ、II.の評価により保護の必要性が判断されることから、最も注目すべき要素といえます。この点、厚労省発出の指針は「『言動の内容』及び『手段や態様』に着目し、総合的に判断することが適当」とします。つまり、顧客等の「要求内容(言動)の妥当性」及び「要求の仕方・方法(態様)の相当性」の2点に着目し、その何れか一方に問題があれば、社会通念上許容される範囲を超えるとする考え方です。指針は、前者に問題がある例として、契約等により想定しているサービスを著しく超える要求を、また、後者の問題類型として、身体的攻撃、精神的攻撃、威圧的な言動、継続的・執拗な言動、拘束的な言動を挙げます。なお、上記の考え方によれば、客観的にみて社会通念上相当な範囲で行われたものは、顧客からの正当な要求・クレームであり、カスハラとは評価されません。

(カスハラによる安全配慮義務が問題となった裁判例)

カスハラにより被害を受けるのは、顧客等に対応する労働者です。不当な要求、土下座の強要等に直面する労働者との関係では、カスハラという予見可能な危険に対し、回避のための措置を講じていたかが使用者の安全配慮義務の点から問題となり得ます。以下では、義務違反を否定した裁判例として、NHKサービスセンター事件(東京高判令4・11・22)を参考に、指針が定める抑止措置の在り方を概観します。

同事件は、一般社団法人(Y)が運営するコールセンターで、視聴者対応を行うコミュニケーターとして勤務していた従業員(X)が、電話対応業務のなかで視聴者から猥褻発言や暴言を受けていたところ、Yはこのような暴言等に触れさせないようにすべき安全配慮義務を怠り、これによって精神的苦痛を受けたなどと主張、損害賠償(慰謝料)を請求したという事案です。改正労推法の定義によれば、I.顧客(コールセンターへの架電する視聴者は事業内容等に関し問い合わせをする者として顧客等に含まれる)の言動(対面ではなく電話で行われるものも含む)であって、II.電話対応業務の過程で、視聴者からの猥褻発言等(精神的な攻撃・威圧的な言動)により、III.就業環境が害された(精神的苦痛により就業する上で看過できない程度の支障が生じた)のであればカスハラに該当します。この場合、改正法は、事業主に対し、このような視聴者に対応するために必要な抑止のための措置を講じなければならないと定めます。

また、労働者に対する安全配慮義務も問題となります。視聴者からの電話に

は、NHKの番組内容とは関係しない卑猥な内容や暴言等も含むものもあることから、Yには予見可能性があったと言えます。そのうえで、東京高裁は、Yにおけるカスハラ対策の内容について、⑦コミュニケーターの対応手順(マニュアル)が作成、周知されていたこと、⑧コミュニケーターが猥褻電話と判断した場合は、転送指示を待たずに直ちに上司に転送すること及び⑨同じ日における同一人物からの2回目以降の猥褻電話に対しては、コミュニケーターの判断で即切断することが認められていたこと、⑩仮に何らかの理由で直ぐに転送ができない場合には、電話を保留やミュートにして席を離れ、直接、上司に転送の依頼をすることも可能としたこと、⑪視聴者が大声を出すような場合には、ヘッドセットを外したりする対応を認めていたこと、⑫さらに、転送を受けた上司が当該視聴者に対し、業務に支障があるから今後架電しないよう抗議したり、⑬対応中のコミュニケーターの席まで行って電話を代わって注意したりすることも行っていたことを指摘、Yは「視聴者からの猥褻発言や暴言、著しく不当な要求からコミュニケーターの心身の安全を確保するためのルールを策定」し、それに沿った対応をしていると認定しました。その他、Yでは、⑭専門のカウンセラーによるメンタルヘルス相談や、提携カウンセリング機関で面接によるカウンセリング等を無料で受けられること、⑮安衛法が定めるストレスチェックを毎年実施し、高ストレスと判定された者には、希望により産業医の面接指導が受けられることなどにも言及し、結論として、YについてXに対する安全配慮義務を怠ったと認めることはできないとし、損害賠償責任を否定しています。

(カスハラ指針が定める抑止措置義務と安全配慮義務との関係)

労推法が定める抑止措置義務は、直接には国に対する事業主の義務(公法上の義務)を規定するものであるところ、安全配慮義務は民事の責任追及の場面で、私法上の義務とされる考え方であり、法体系上の位置づけが異なります。ところが、上記裁判例は、労推法が指針で定める措置義務の内容を安全配慮義務違反の成否を判断する際の基準とするような判断をしています。以下、⑯から⑰の判決部分と指針の記述(カギ括弧)が重なり合うと考えられる部分をみます。

事業主の方針等の明確化・周知啓発に関する措置として、「顧客等への対応に関するマニュアル等に、職場におけるカスタマーハラスメントの内容及び職場におけるカスタマーハラスメントへの対処の内容を記載し、労働者に対して周知すること。」は⑯に、「可能な限り労働者を一人に対処させないこと。また、必要に応じて当該労働者に代わって管理監督者等が対応すること。」は⑰⑱⑲に、「労働者から十分な説明を行った上で、なお繰り返しの要求が続く場合には、一定の時間の経過をもって退店を求めたり、電話を切ったりすること。」は⑳㉑にあたります。

また職場におけるカスタマーハラスメントに係る事後の迅速・適切な対応に係る措置のうち「管理監督者等が被害者に代わって対応すること」は㉒㉓に、「管理監督者又は事業場内産業保健スタッフ等による被害者のメンタルヘルス不調への相談対応等の措置を講ずること。」は㉔にあたります。指針で定めるもののほか、安衛法上の義務の履行状況(㉕)も安全配慮義務違反の判断にあたり斟酌されています。

以上を踏まえれば、指針が定める内容を理解し、抑止措置を講じることが、顧客等による迷惑行為から労働者を保護することに繋がり、また労働者の安全に対する配慮(労契法第5条)を尽くすこと、言い換えれば私法上の責任が発生するリスクを軽減することにも繋がります。改めて指針の重要性を認識したいと思います。



一宮労務管理センター 特定社会保険労務士

みやた まさし
宮田 雅史

1992年社会保険労務士登録、2007年特定社会保険労務士付記。
司法・行政・民間の各ADR機関で調停委員等として労働事件等の紛争解決手続きに携わるほか、特定社労士として代理人及び補佐人業務に従事する。
雇用労働相談センター相談員、金融機関の年金相談顧問。
仲裁ADR法学会、日本経営実務法学会、日本労働法学会会員。

第15回定時会員総会等開催のご案内

当協会は第15回定時会員総会を以下のとおり開催します。会員事業場の皆様には、5月下旬に「招集通知」をお送りしますので、よろしくお願いたします。

なお、本総会には定款一部変更を上程する予定ですので、議決権行使へのご協力をお願いいたします。

- | | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 日 時 | 6月11日(木) 15時00分～15時30分 |
| (2) 場 所 | 名古屋クラウンホテル(名古屋市中区栄1-8-33) |
| (3) 議案(予定) | ①2025年度事業報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等
②定款一部変更
③役員報酬等に関する規程の一部改正
④任期満了に伴う役員選任
⑤常勤理事及び外部監事の報酬 |
| (4) 報告(予定) | 2026年度事業計画及び収支予算等 |
| (5) 会員懇談会 | 会員総会終了後、16時00分より、愛知労働局長(小林 洋子氏)による挨拶・講演会及び飲食を伴う会員意見交換会を開催いたします。 |

企業の労働110番 労働相談室のご案内

行政から法違反に関する指導を受けた、労使紛争が発生した等の労働トラブルが増加しております。

労働関係法は100近くあり、これを全て理解しその義務を守ることは、一企業にとって極めて困難で、専門家の助言が不可欠です。

愛知県下各労働基準協会では、令和4年4月より一般社団法人名北労働基準協会事務局内に「企業の労働110番労働相談室」を設置し、社会保険労務士等の専門相談員が、愛知県下全域の労働基準協会の会員企業さまへの、無料労働相談を行っています。

法令を遵守し、労働トラブルを防ぎ、円滑な労務・安全衛生管理を行い、労使一体となり企業を繁栄させるため、ぜひともご活用ください。

<ご利用のご案内>

～問題の解消、解決の糸口へ～

相 談 無 料

何 時 で も

何 度 で も

秘 密 厳 守

企業の労働110番労働相談室

名 称： 企業の労働110番 労働相談室
設置場所： 一般社団法人 名北労働基準協会内
名古屋市中区清水1-13-1
相談方法： 電話・来局・ファックス・メールでの相談
相談先： 専用相談ダイヤル(052)-961-7110
FAX(052)961-9635
E-mail roudou110@meihokurouki.or.jp
そ の 他： 一部の地区労働基準協会では労働安全衛生法等の相談も行っております。

最旬 労働法研究会 2026 [水町ゼミ]のご案内

水町ゼミ

最旬 労働法研究会 2026



講師 水町 ゼミ (みずまち ぜい) 氏
愛知大学法学部教授、愛知大学法政学研究所教授を経て、現在、早稲田大学法学部教授、働き方改革推進協議会、労働基準協会理事、愛知労働協会常務理事(労務代理)、新しい働き方の推進に関する研究会(厚生労働省)委員等を歴任。

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(総称：全労連)では、株式会社日本法令が主催し、好評を得ている「水町ゼミ」を、再社と提携して開催しています。労働関係の情報を、より多くの皆さんに分りやすく、しかも正しくお届けしたいという水町教授の思いを受けて、豊富な情報提供を早く、各職場でご提供できる機会として、このゼミを開催します。

■最近1か月の間に改定された法目(裁判例・判例、政府の報告書、新法や改正法、海外のトピックス)などから、労働関係の最新動向や注目のポイントがあるが、定評のある水町教授が、多角的な分析に本音も交えながら解説します。
■会場参加の皆さんからのご質問(オンライン参加ではQ&A機能を活用して)のご質問にもライブでお答えし、理解を深めていただきます。なお、「旬」な情報がない場合には、労働法の最新研究や世界の労働法の動きなど、労働関係に関心がある皆さんの知識欲を刺激するような情報を本音提供が盛んで開催します。
■労働関係に携わられる皆さんと会場やオンラインでつながりながら、毎月第3水曜日の夜に楽しみになるようなゼミにしたいという水町教授は感じてもらえます。

【説明会オンラインZoom】の都合は
(1)S.S.6時 2,970円/参加込み
(2)全部進捗説明会等 2,970円/参加込み
(3)上記が一般 4,400円/参加込み
※9ヶ月は、各企業70名程度の申し込みを予定しています。

※「水町ゼミ」は、ハイブリッド型(会場参加+ライブ配信)と完全オンライン型(全部進捗説明会)の2種類で開催します。本日の説明会では、両方の説明会を開催し、両方の説明会に参加していただくことを推奨しています。会場参加の方は、会場での説明会に参加していただくことを推奨しています。会場参加の方は、会場での説明会に参加していただくことを推奨しています。

(公社)全国労働基準関係団体連合会では、(株)日本法令が運営し高い評価を得ている「水町ゼミ」を、同社との提携により開催しています。

本ゼミでは、注目の裁判例・判例、政府の報告書、新法・改正法、海外のトピックスなどのうち、労働関係の業務に従事されている方や関心をお持ちの方が知っておくべき「旬」のテーマを取り上げます。歯切れのよい語り口で定評のある水町教授が、多角的な分析に加え、実務に即した視点や本音も交えながら分かりやすく解説します。

実務に役立つ情報提供の一環として、労働基準行政や労務管理の最新動向を効率的に学べる場として、ぜひご活用ください。

研究会の詳細やお申込みは、今号に封入のリーフレットまたは日本法令ホームページ(<https://www.horei.co.jp/iec/seminars/view/717.html>)、右の二次元コードからご確認ください。



技能講習等講師研修会を開催しました

当協会は、3月30日（月）KKRホテル名古屋（名古屋市中区三の丸）において、技能講習等講師研修会を開催しました。この研修会は、当協会の技能講習等で講師を務めていただく方々を対象とし、選ばれる教習機関としてよりよい講習を提供できるよう講習水準の向上を目的として適宜開催しています。

第1部の冒頭、当協会専務理事 和久井 秀則より開会あいさつがあり、続いて教育事業部部长 中西 弘毅より「2025年度の講習会実績と今後の計画」等の報告がされました。次に教育事業部次長 濱島 伸次より「講習会におけるトラブル事例と対策」「講習会アンケートの結果」「振替制度廃止に伴う遅刻欠席者への対応」として、2025年度に発生した各種トラブル事例の報告と、それらを踏まえた再発防止策の共有を行いました。また、講習会にご参加いただいた皆さまから寄せられたアンケートのご意見・ご要望を分析し、講習品質のさらなる向上につなげるための改善策についても報告しました。

さらに、2026年4月1日より当協会の講習において実施される振替制度廃止に伴う対応について、関係者の皆さまへ周知と協力をお願いを行いました。これらの取り組みを通じ、講習運営の質をより一層高め、安全で信頼される講習体制の構築を目指して研修を実施しました。



専務理事 和久井



教育事業部部长 中西



教育事業部次長 濱島

第1部の締めくくりとして、中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター 参事・安全衛生管理士の牧野 宏俊 様より、「改正労働安全衛生法について」をテーマにご講演いただきました。

講演では、労働安全衛生法および作業環境測定法の改正内容について、背景や今後の実務への影響を交えながら分かりやすくご説明いただき、参加者にとって大変有意義な学びの機会となりました。



ご講演 牧野 様

また、第2部の意見交換会では、当協会でも講師もお務めいただいている（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 愛知支部 事業部会長 鈴木 史香 様より乾杯のご発声をいただき、会場では、日頃は一堂に会する機会の少ない講師の皆さまが活発に意見を交わされ、講習運営や指導方法に関する有意義な情報交換が行われました。



乾杯のご発声 鈴木 様



意見交換会の様子

和やかな雰囲気の中にも実りある交流が続き、技能講習等講師研修会は盛会のうちに終了いたしました。

2026年度 大会・セミナー・事例発表のご案内

当協会は、労働関係法令の普及・推進を図り、労働条件の向上と労働災害の防止を通じて、労働者の福祉増進および健全な産業の発展に寄与することを目的に事業運営を行っています。こうした取り組みの一環として、今年度も実務に役立つ情報を提供する各種セミナー等の開催を予定しております（一部を除き、無料で開催します）。

■2026年度 大会・セミナー・事例発表（開催予定）

開催時期 (予定含む)	大会・セミナー名	開催形式
6月～3月	労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー（計10回）	会場
7月7日（火）	2026年度愛知産業安全衛生大会	会場
7月17日（金）	元労働基準監督官が詳解する臨検監督への対応セミナー（製造業における安全衛生編）	会場
7月～2月	化学物質の自律的管理に向けた実践的な講習（計3回）	会場・WEB
9月～3月	リスクアセスメントセミナー+ラウンドテーブル（計2回）	会場・WEB
9月	高齢者の安全とエイジマネジメント セミナー	会場・WEB
9月	治療と仕事の両立支援 事例発表	会場・WEB
10月	企業のカスタマーハラスメント対応（事前・初動・事後）セミナー	会場・WEB
10月	「腰痛対策等」工学的領域・作業効率から見た作業改善 事例発表	会場・WEB
9月～11月	産業保健ラウンドテーブル・フォーラム（各1回）	会場・WEB
11月	労災保険実務に関するセミナー	会場・WEB
12月	製造業の墜落・転落災害防止 セミナー	会場・WEB
12月	外国人材の受入れに係るセミナー	会場・WEB
2月	最新の労働情勢・関係法令に関するトップセミナー（有料）	会場・WEB

各セミナーの詳細やお申込み方法については、内容が確定次第、当協会会報誌に同封する案内チラシ、または当協会ホームページにて順次ご案内いたします。皆さまの業務にお役立ていただける内容を取り揃えてまいりますので、ぜひご参加ください。

中央労働災害防止協会 2025年度中小企業無災害記録証 受賞事業場紹介

中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。2025年度は一定の無災害記録日数を達成した次の事業場が受賞されました。

事業場名	所在地	業種	種別	無災害記録日数	樹立年月日	授与年月日
スミヤ精機株式会社 新田工場	高浜市	輸送用機械器具 製造業	第3種（銅賞）	1,350日	令和4年6月6日	令和7年5月1日
佐藤工業株式会社	あま市	輸送用機械器具 製造業	第5種（金賞）	2,400日	令和7年3月7日	令和7年5月1日
スミヤ精機株式会社 新田工場	高浜市	輸送用機械器具 製造業	第4種（銀賞）	2,050日	令和7年3月25日	令和7年6月1日
イトモル精密株式会社 本社工場	豊川市	一般機械器具 製造業	第5種（金賞）	2,700日	令和7年5月8日	令和7年7月1日
寿金属工業株式会社 碧南工場	碧南市	輸送用機械器具 製造業	第5種（金賞）	3,050日	令和3年2月5日	令和8年3月1日

中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひ本制度をご活用ください。制度の概要および申請方法は中災防ホームページ（<https://www.jisha.or.jp/chusho/record/>）または右の二次元コードからご確認ください。



第 85 回(令和 8 年度) 全国産業安全衛生大会 in 札幌

中央労働災害防止協会(中災防)「主催」、北海道労働基準協会連合会「協力」、当協会をはじめとした各都道府県労働基準協会(連合会)等「協賛」、厚生労働省等「後援」による標記大会が、9月16日(水)~18日(金)に北海道立総合体育センター(北海きたえーる)、札幌コンベンションセンターほか(北海道札幌市)で開催されます。

特設ウェブサイト(<https://jisha-taikai2026.com/>)では、5月12日(火)より参加のお申込み受付を開始しますので、みなさま奮ってご参加ください。



5/12(火)より
受付開始します
参加申込は
特設サイトから!



会場

【総合集会】：9月16日(水)
北海きたえーる(北海道立総合体育センター)
【分科会】：9月17日(木)、18日(金)
札幌コンベンションセンター、札幌市産業振興センター、カナモトホール

参加費 (新料金)

【一般】：1名 18,700円(税込)
【中災防賛助会員】：1名 9,350円(税込)
※賛助会員口数1口につき1名分適用

総合集会 特別講演

【9月16日(水)】



「人口減少、高齢化と向き合う経営」

株式会社セコマ 取締役会長 丸谷 智保 氏

コンビニエンスストア「セイコーマート」を展開するセコマグループは、北海道を中心に独自のサプライチェーンを構築し、原材料の生産・調達から食品製造、物流、小売を効率的・効果的に結びつけることで、地域産品を積極的に活用した商品開発・製造を担い流通チャネルを道内外に拡大している。私たちがなぜ地域にこだわるのか、そして地域と共に歩み事業活動を通じて社会的な課題解決に取り組むことがブランド化と価値創造につながっていることを具体的事例と共に紹介する。

【プロフィール】

慶應義塾大学法学部卒業。1979年、株式会社北海道拓殖銀行に入行。1997年5月には同社営業企画部次長を務める。1998年10月、シティバンク、エヌ・エイに入行し、2005年11月には顧客・人材開発本部本部長に就任。2007年3月、株式会社セイコーマート(現 株式会社セコマ)に入社。同年6月専務取締役、2008年3月取締役副社長を経て、2009年3月より代表取締役社長として経営を牽引した。2020年4月、同社代表取締役会長に就任。2025年3月からは同取締役会長(現職)を務める。現在、北海道経済同友会 代表幹事、北海道経済連合会常任理事、北海道 EU 協会会長、在札幌スペイン王国名誉領事を兼任。

分科会

【9月17日(木)、18日(金)】

【講演】安全衛生教育分科会 9/18(金)
「伝えるのは命 繋ぐのは命」

旭川市旭山動物園 統括園長 坂東元氏

【講演】ダイバーシティ等分科会 9/18(金)
「AI時代の安全と多様性を問い直す」

独立研究者 NPO 学び足しデザイン工房 代表 美馬のゆり氏

■新分科会のご案内(9月17日(木) 札幌コンベンションセンター)

令和8年度は、広大な土地と豊かな自然を活かした北海道ならではの産業(農業、畜産業、食料品製造業等)における労働災害防止についてのプログラムを集めた「食を支える産業の安全を考える分科会」を新設します。

技能講習等講習会予定表

	学科	実技					
		日	会場				
フォークリフト運転 (31Hコース) 技能講習	5月	11	ポーラ名古屋ビル	12.13.15 17.24.31	トヨタL&F白金 水谷運輸倉庫	12.13.14	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
		12	とよはし産業人材教育センター	13.14.15	とよはし産業人材教育センター		
		15	トヨタ教育センター	16.17.18	トヨタ教育センター	23.24.25	トヨタ教育センター
		19	ポーラ名古屋ビル	21.22.25 26.27.28	トヨタL&F白金 トヨタL&F白金	20.21.22	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
		22	豊川市文化会館	24.30.31	トピー工業		
		27	ポーラ名古屋ビル	28.29.6/1	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	6/2.3.4	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
		8	アイシン教育センター	9.10.11	アイシン教育センター		
	6月	10	ポーラ名古屋ビル	11.12.15	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	16.17.18	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
		18	ポーラ名古屋ビル	19.22.23	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	24.25.26	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
		19	トヨタ教育センター	20.21.22	トヨタ教育センター	27.28.29	トヨタ教育センター
		26	ポーラ名古屋ビル	29.30.7/1	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)		
	7月	7	とよはし産業人材教育センター	8.9.10	とよはし産業人材教育センター		
		8	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	9.10.13	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	14.15.16	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
		10	トヨタ教育センター	11.12.13	トヨタ教育センター	18.19.20	トヨタ教育センター
		16	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	17.21.22	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	23.24.27	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)
		20	アイシン教育センター	21.22.23	アイシン教育センター		
		28	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	29.30.31	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)	8/3.4.5	日本製鉄人材育成センター (旧 NSB)

講習会	会場	5月	6月	7月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	26	6	27
	(実) トヨタ教育センター	31	13	8/1
	(学) トヨタ教育センター		25	
	(実) トヨタ教育センター		26	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 11.12 (実) 13or14	(学) 9.10 (実) 11or12	(学) 13.14 (実) 15or16
		(学) 18.19 (実) 20or21	(学) 16.17 (実) 18or19	(学) 21.22 (実) 23or24
		(学) 20.21 (実) 22or25	(学) 22.23 (実) 24or25	(学) 28.29 (実) 30or31
	トヨタ教育センター	(学) 7.8 (実) 11		(学) 6.7 (実) 8or9
	とよはし産業人材教育センター	(学) 26.27 (実) 28or29		
	アイプラザ半田		(学) 1.2 (実) 3or4	
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	7.8 18.19	4.5 11.12	21.22 28.29
	豊川市文化会館		23.24	
	アイプラザ半田		18.19	
	トヨタ教育センター		15.16	27.28
			16.17	2.3
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	7.8 28.29	16.17 29.30	2.3 8.9
	西尾コンベンションホール		9.10	16.17
	トヨタ教育センター	26.27	8.9	
	とよはし産業人材教育センター			27.28
	アイプラザ半田	18.19		
プレス機械作業 主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	26.27		14.15
	とよはし産業人材教育センター			16.17
乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	25.26	2.3	1.2
	アイプラザ半田		23.24	
はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		11.12	
	トヨタ教育センター		25.26	9.10
石綿作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2	8.9	9.10
ショベルローダー等運転 【学科1日 実技3.5日】	ポリテクセンター	(学) 28 (実) 6/1.2.3.4		
		(学) 28 (実) 6/5.8.9.10		
高所作業車 【学科1日 実技1日】	ポリテクセンター	(学) 11 (実) 13or14or15		
アーク溶接 【学科1.5日 実技1.5日】	(学) SDG	18.19	8.9	13.14
	(実) SDG	20or21	10or11	15or16
自由研削といし取替・試 運転【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	15	1	6
機械研削といし取替 試運転 【学科1日 実技0.5日】	トヨタ教育センター		15	8
		(学) 20 (実) 21or22		(学) 29 (実) 30or31
産業用ロボット (検査・指示) 【学科2日 実技1日】	(学) エイジエック	11.12 13or14or15	1.2 3or4or5	6.7 8or9or10
	(実) エイジエック		15.16	
			17or18or19	
	(学) ポーラ名古屋ビル		15.16	
	(実) エイジエック		22or23or24	
(実) TECNO REACH		17or18or19		
(実) カワサキロボットスクール		17		

講習会	会場	5月	6月	7月	
特別教育	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		8	
	低圧電気 【学科1日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 27 (実) 28or29	(学) 8 (実) 9or10	
	石綿作業従事者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		(学) 27 (実) 28or29	
	フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	1 7 8	19 22 13	
テールゲートリフター特別教育 【学科・実技1日】	アイシン教育センター		2		
X線装置・γ線照射装置取扱業務	ポーラ名古屋ビル			1	
能力向上等	安全衛生推進者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル アイプラザ豊橋		13.14 9.10	
	局所排気装置等自主検査 者【学科2日 実技1 日】	ポーラ名古屋ビル SDG(株)	(学) 11.12 (実) 13or14or15	(学) 1.2 (実) 3or4or5	
	安全管理者選任時【学科2日】	日本特殊鋼市民会館		25.26	
	マスクフィットテスト【学科1日】	岡谷鋼機公会堂		26	
	建築物石綿調査者【学科2日】	国際会議場		21.22	
	工作物石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	28.29	29.30	30.31
	化学物質管理者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			16.17
	化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		26	
	衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル		30.7/1.2.3	
	エックス線作業主任者【学科4日】	ポーラ名古屋ビル		2.3.4.5	
作業環境測定士	ポーラ名古屋ビル		22.23		

研修などの名称	5月	6月	7月
愛知産業安全衛生大会			7 岡谷鋼機名古屋公会堂
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ 無料セミナー		22 岡谷鋼機名古屋公会堂	16 愛知県技術開発交流センター
元労働基準監督官が詳解する 臨検監督への対応セミナー (製造業における安全衛生編)			17
リスクアセスメントセミナー		4 にしん文化会館	

フォークリフト外国語コース 英語講座 インドネシア語講座	学科 【2日】	5/16.17 ポーラ名古屋ビル	実技 【3日】	5/18.19.20 トヨタL&F 白金オフィス
フォークリフト外国語コース 英語講座 中国語講座 ベトナム語講座	学科 【2日】	6/6.7 ポーラ名古屋ビル	実技 【3日】	6/8.9.10 日本製鉄人材育成 センター (旧 NSB)
ガス溶接外国語コース 英語講座 中国語講座 ポルトガル語講座 ベトナム語講座	学科 【2日】	6/13.14 ポーラ名古屋ビル	実技 【1日】	6/15 トヨタ教育センター
石綿作業主任者外国語コース トルコ語講座	学科 【3日】	7/18.19.20 ポーラ名古屋ビル		
アーク溶接外国語コース ポルトガル語講座 ベトナム語講座	学科 【2.5日】	5/9.10.12 ポーラ名古屋ビル	実技 【0.5日】	5/12 ポーラ名古屋ビル
	実技 【1日】	5/13 SDG		

日付の●の表示は、土・日・祝日です。